

# 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 《通称:伊勢市デジタル行政推進条例》 概要

## 条例制定の背景・趣旨

令和元年12月に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(通称:デジタル行政推進法)において、「地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定している。

このような背景を踏まえ、本市においても、情報通信技術を活用した行政の推進を図るために、まずは本市の条例や市の機関が定める規則等に基づく申請、届出その他の手続等に関し、従来の書面による手続きに加えて、情報通信技術を利用して可能とするものである。

## 総則

**第1条. 目的** 情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与すること。

**第2条. 定義** 「条例等」「市の機関等」などについて定義している。「条例等」は、本市の条例及び規則と規定。「市の機関等」は、市の執行機関、水道事業管理者及び下水道事業管理者、病院事業管理者、消防本部、市議会若しくはこれらに置かれる機関や職員に加え、指定管理者も規定。

## 情報システムの整備

**第3条.** デジタル化にあたって必要となる情報システムの整備及び安全性・信頼性の確保しながら、事務の簡素化又は合理化等を図る。

## 手続等における情報通信技術の利用

**第4条.** 申請等について、当該条例等の規定に関わらずデジタル化を可能とする。署名等が必要な手続きや手数料の納付については、規則で定めるものにより代替できる。

**第5条.** 処分通知等について、当該条例等の規定に関わらずデジタル化を可能とする。署名等が必要なものは、規則で定めるものにより代替できる。

**第6条.** 縦覧等について、当該条例等の規定に関わらず、デジタル化を可能とする。

**第7条.** 作成等について、当該条例等の規定に関わらずデジタル化を可能とし、署名等が必要なものは、規則で定めるものにより代替できる。

**第8条.** 手続等のうち、対面確認が必要なものや当該条例等でデジタルでできることが規定されている場合などは、適用除外。

## 添付書面等の省略

**第9条.** 住民票の写し等の添付書面等は、当該条例等の規定に関わらず、市の機関等が直接情報入手し、参照できる場合は、不要。

## 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正

**第10条.** 年齢、障がいの有無等、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずる。

## 雑則

**第11条.** デジタル化された手続等について、随時Web上などで公表。

**第12条.** 本条例で定めていない詳細な事項は規則で定める。

※ 書面による手続きを全てデジタル化するのではなく、デジタルによる手続き等もあわせて可能とすることで、市民の利便性を向上させる。

※ 実際の運用に当たっては、情報システムの整備、電子署名の取扱い等関係例規の整備及びデジタル活用できる手続等の整理を行い実施する。